

## 富士見市における町会への加入促進に関する協定書

富士見市町会長連合会（以下「甲」という。）、富士見市（以下「乙」という。）及び公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部（以下「丙」という。）は、市民の町会への加入促進を図るため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は甲乙丙が連携のもと、富士見市における市民の町会への加入促進に関して相互協力し、地域住民の交流と地域活動の推進に寄与することを目的とする。

### （協力事項）

第2条 協力する事項は、次のとおりとする。

- （1）甲は、乙及び丙と緊密な連携を図り加入促進の協力を行うものとする。
- （2）乙は、甲及び丙それぞれの団体に対して必要な支援を行うものとする。
- （3）丙は、富士見市に所在する会員事務所を協力店とし、甲又は乙が作成した町会加入促進案内等を協力店店頭に掲示し、新規転入者や住宅購入者へ配布を行うとともに、契約時に町会への加入促進の働きかけを行うものとする。

### （解除）

第3条 この協定を期間途中で解除する場合は、解除日の1か月前までに申し出を行うものとする。

### （有効期間）

第4条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙丙いずれからも解除の申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項若しくはこの協定の条項について疑義が生じた場合又は内容を変更する必要がある場合は、必要に応じて甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙が署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成26年2月18日

所在地 富士見市大字鶴馬1800番地の1  
富士見市役所 協働推進課内  
甲 名称 富士見市町会長連合会  
代表者氏名 会長 新井 幸雄

所在地 富士見市大字鶴馬1800番地の1  
乙 名称 富士見市  
代表者氏名 富士見市長 星野 信吾

所在地 川越市仙波町2丁目5番地9  
丙 名称 公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部  
代表者氏名 支部長 堀越 重男